

男女共同参画施策に関する 苦情の申出制度

この制度は、市が実施する施策について、「この表現はおかしいのでは?」「このままでは、みんな困っているのでは?」など、市民の皆さんから寄せられた男女共同参画に関する苦情の申出を、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例第12条に基づき、苦情処理委員が中立、公正な立場で適切に処理するものです。



さいたま市

市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課
男女共同参画推進センター

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18
シーノ大宮センタープラザ3階
TEL : 643-5816 FAX : 643-5801
E-mail : danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp

男女共同参画施策に対する苦情の申出制度とは？



① どんなことを申し出ることができますか？

市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情が対象となります。

私人間の人権侵害に関する苦情や相談（女性への暴力、セクシュアル・ハラスメント等）について対象とはなりません。

② すべての申出が調査されますか？

次の申出などは、この制度の調査対象となりません。その場合は、申出人にお知らせします。

- ・判決、裁決等により確定した事項、裁判所において係争中の事案
- ・行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に定める紛争の解決の援助の対象となる事項
- ・議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- ・さいたま市男女共同参画苦情処理委員の行為に関する事項
- ・その他、苦情処理委員が調査することが適当でないとする事項

③ どこに申し出るのですか？どのように処理されるのですか？

「男女共同参画に関する施策の苦情申出書」により、市民の皆様からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関である、さいたま市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」とします。）へ申し出ることになります。

申出書は、本パンフレットの裏表紙をそのまま申出書としてご使用いただけるほか、市のホームページからも入手することができます。 申出書のダウンロードはこちら→



申出書は、男女共同参画推進センターへ直接ご提出ください。

郵送やFAX等でもご提出いただけますが、その場合は申出の趣旨や内容を確認するため、後日来所をお願いする場合があります。

申し出のあった苦情については、苦情処理委員が皆様に代わって必要な調査を行います。

④ 調査の結果はどうなりますか？

調査の結果、必要があると認めるときは、施策の実施機関に対して、勧告、意見表明、助言を行います。また、調査した内容や結果については、苦情処理委員から苦情の申出人にお知らせします。

⑤ 誰でも申し出ることができますか？

市内に在住、在勤、在学の方が申し出ることができます。

⑥ 苦情処理委員はどのような人ですか？

苦情処理委員は現在3名（弁護士等）で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を持つ方々です。

今まで寄せられた事例をご紹介します！



申出の趣旨

事例 1

市立小中学校の学級保護者会は平日の昼間に開催されているので、ひとり親家庭や共働き家庭などは仕事を休めず、出席できないことがある。仕事と家庭が両立できる環境の促進のためにも、年1～2回は土曜日等の設定にしてほしい。

事例 2

地域や職場など社会のあらゆる分野において、人権尊重・男女共同参画に視点に立った広報・出版物を作成するために、『男女共同参画の視点からの公的広報の手引き』を男女共同参画推進センターの資料コーナーに配架し、かつ貸出しできるようにしてほしい。

事例 3

市の作成したパンフレット「〇〇〇〇計画」には、父親、子ども2人とエプロンをつけた母親がお茶碗をのせたお盆をもっているイラストが描かれている。このイラストは性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現であるため、是正してほしい。

苦情処理の流れ【概要】

